

昭和62年職福—691 新旧対照表（平成30年職職—102関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙第1 第一種有害物質の製造・使用承認申請書の様式及び記入要領</p> <p>1 様式 （削る） （略）</p>	<p>別紙第1 第一種有害物質の製造・使用承認申請書の様式及び記入要領</p> <p>1 様式 <u>人事院様式470</u> （同左）</p>
<p>別紙第2 第二種有害物質の製造承認申請書の様式及び記入要領</p> <p>1 様式 （削る） （略）</p>	<p>別紙第2 第二種有害物質の製造承認申請書の様式及び記入要領</p> <p>1 様式 <u>人事院様式472</u> （同左）</p>
<p>別紙第3 健康管理手帳の様式 （削る） （略）</p>	<p>別紙第3 健康管理手帳の様式 <u>人事院様式469</u> （同左）</p>
<p>別紙第4 健康管理手帳交付（再交付）申請書の様式及び記入要領</p> <p>1 様式 （削る） （略）</p>	<p>別紙第4 健康管理手帳交付（再交付）申請書の様式及び記入要領</p> <p>1 様式 <u>人事院様式468</u> （同左）</p>
<p>別紙第4の2 特別健康管理手帳の様式 （その1）</p>	<p>別紙第4の2 特別健康管理手帳の様式 （その1）</p>

(削る)
(略)

(その2)
(削る)
(略)

(その3)
(削る)
(略)

(その4)
(削る)
(略)

(その5)
(削る)
(略)

(その6)
(削る)
(略)

人事院様式
(同左)

(その2)
人事院様式
(同左)

(その3)
人事院様式
(同左)

(その4)
人事院様式
(同左)

(その5)
人事院様式
(同左)

(その6)
人事院様式
(同左)

別紙第4の3 特別健康管理手帳交付申請書の
様式及び記入要領

1 様式
(その1) 特別健康管理手帳(ベンジジン等)
の交付申請書

(削る)
(略)

(その2) 特別健康管理手帳(粉じん)の交
付申請書

別紙第4の3 特別健康管理手帳交付申請書の
様式及び記入要領

1 様式
(その1) 特別健康管理手帳(ベンジジン等)
の交付申請書

人事院様式
(同左)

(その2) 特別健康管理手帳(粉じん)の交
付申請書

(削る)
(略)

(その3) 特別健康管理手帳(ビス(クロロメチル)エーテル)の交付申請書

(削る)
(略)

(その4) 特別健康管理手帳(ベリリウム)の交付申請書

(削る)
(略)

(その5) 特別健康管理手帳(石綿)の交付申請書

(削る)
(略)

(その6) 特別健康管理手帳(1・2-ジクロロプロパン)の交付申請書

(削る)
(略)

人事院様式
(同左)

(その3) 特別健康管理手帳(ビス(クロロメチル)エーテル)の交付申請書

人事院様式
(同左)

(その4) 特別健康管理手帳(ベリリウム)の交付申請書

人事院様式
(同左)

(その5) 特別健康管理手帳(石綿)の交付申請書

人事院様式
(同左)

(その6) 特別健康管理手帳(1・2-ジクロロプロパン)の交付申請書

人事院様式
(同左)

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領

1 様式
別添

2 記入要領
(略)

(一般の健康診断)

(1)・(2) (略)

(3) 「精密検査対象者数」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領

1 様式
別添

2 記入要領
(同左)

(一般の健康診断)

(1)・(2) (同左)

(新設)

外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員の数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第11項に定める要件に該当した職員の数を、それぞれ記入すること。

なお、()内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(4)～(6) (略)

(7) 「臨時の健康診断」とは、規則第21条に規定するものをいい、「第21条関係(1)～(8)」の欄には、第21条関係(1)から(8)までに掲げる場合に行う健康診断について、その他の欄には、子宮頸がん検診、乳がん検診、V D T健診等、各省各庁において実施したのものについて個別に記入すること。

(8) (略)

(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員(国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。(10)において同じ。)及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。

なお、()内には、当該健康診断に関し、これらの非常勤職員以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10) (略)

(11) 「心理的な負担の程度を把握するための検査」とは、規則第22条の4に規定する

(3)～(5) (同左)

(6) 「臨時の健康診断」とは、規則第21条に規定するものをいい、「第21条関係(1)～(8)」の欄には、第21条関係(1)から(8)までに掲げる場合に行う健康診断について、その他の欄には、子宮がん健診、V D T健診等、各省各庁において実施したのものについて個別に記入すること。

(7) (同左)

(8) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員(国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。(9)において同じ。)及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。

なお、()内には、当該健康診断に関し、これらの非常勤職員以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(9) (同左)

(10) 「心理的な負担の程度を把握するための検査」とは、規則第22条の4に規定する

ものをいう。

なお、() 内には、(9) (なお書を除く。) において「非常勤職員の健康診断」の欄に記入することとされた非常勤職員について外数として記入すること。

(12) 「重複受診実人員」の欄には、一般定期健康診断と総合的な健康診査のいずれも受診した職員の数^を記入すること。

(13) 「保健指導」とは、規則第24条の2に規定するものをいい、「4項目有所見者数」の欄には、第24条の2関係第1項(1)から(4)までに掲げる検査のいずれにも異常の所見があると診断された職員の数^を記入すること。

(略)

ものをいう。

なお、() 内には、(8) (なお書を除く。) において「非常勤職員の健康診断」の欄に記入することとされた非常勤職員について外数として記入すること。

(新設)

(新設)

(同左)

別紙第6 設備等の検査結果記録書の様式及び記入要領

1 様式

(その1) ボイラー及び第一種圧力容器の検査結果記録書の様式

(削る)

(略)

(その2) クレーン、移動式クレーン及びデリックの検査結果記録書の様式

(削る)

(略)

(その3) エレベーター、建設用リフト及びゴンドラの検査結果記録書の様式

(削る)

(略)

別紙第6 設備等の検査結果記録書の様式及び記入要領

1 様式

(その1) ボイラー及び第一種圧力容器の検査結果記録書の様式

人事院様式460

(同左)

(その2) クレーン、移動式クレーン及びデリックの検査結果記録書の様式

人事院様式461

(同左)

(その3) エレベーター、建設用リフト及びゴンドラの検査結果記録書の様式

人事院様式462

(同左)

別紙第7 設備等の設置届の様式及び記入要領
1 様式

(その1) ボイラー及び第一種圧力容器の設備
届の様式

(削る)

(略)

(その2) クレーン、移動式クレーン及びデリ
ックの設備届の様式

(削る)

(略)

(その3) エレベーター、建設用リフト、簡易
リフト及びゴンドラの設備届の様式

(削る)

(略)

別紙第8 重大災害等報告書の様式及び記入要
領

1 様式

重大災害等報告書

(削る)

(略)

別紙第7 設備等の設置届の様式及び記入要領
1 様式

(その1) ボイラー及び第一種圧力容器の設備
届の様式

人事院様式463

(同左)

(その2) クレーン、移動式クレーン及びデリ
ックの設備届の様式

人事院様式464

(同左)

(その3) エレベーター、建設用リフト、簡易
リフト及びゴンドラの設備届の様式

人事院様式465

(同左)

別紙第8 重大災害等報告書の様式及び記入要
領

1 様式

重大災害等報告書

人事院様式466

(同左)

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領【改正前】

1 様式

人事院様式459

定期健康診断等報告書

平成

年度分

省庁名	職員数	人	40歳以上	人
			36歳以上40歳未満	人
			35歳	人

I 一般の健康診断

(その1)

健康診断の受診人員、所要経費等										指導区分及び事後措置												
項目	対象者数	受診 実人員	受診 延人員	精 査 実 数	密 査 実 数	経 観 実 数	過 察 実 数	所要経費			指導区分 (医療の面)		勤務上の措置					就業 禁止				
								職 員 経 費	共 済 経 費	個人負担 経費	要 医療	要 観察	休 職	休 暇	勤 務 場 所 の 変 更	職 務 の 変 更	勤 務 の 軽 減		休 暇 に よ る 勤 務 時 間 の 短 縮	時 間 外 の 勤 務 の 制 限 等		
一 般	肺	肺がん胸部エックス線検査	()	()	()	()	()					人	人	人	人	人	人	人	人	人		
		結核胸部エックス線検査																				
		喀痰細胞診	()	()	()	()	()															
健 康 器 具 診 断	循 環	血圧測定																				
		血糖検査	()	()	()	()	()															
		尿検査(蛋白)																				
		尿検査(糖)																				
		心電図検査	()	()	()	()	()															
		LDLコレステロール検査	()	()	()	()	()															
		HDLコレステロール検査	()	()	()	()	()															
断	胃	中性脂肪検査	()	()	()	()	()															
		貧血検査	()	()	()	()	()															
		エックス線間接撮影	()	()	()	()	()															
断	肝臓	肝機能検査	()	()	()	()	()															
		大腸	便潜血反応検査	()	()	()	()	()														

I 一般の健康診断

(その2)

省庁名 _____

平成 _____

年度分 _____

健康診断の受診人員、所要経費等									指導区分及び事後措置												
項目	対象者数	受診 実人員	受診 延人員	精検 実施数	密査 実施数	経観 実施数	過察 実施数	所要経費			指導区分 (医療の面)		勤務上の措置							就業 禁止	
								職 員 厚生 経費 円	共 ・ その 経 費 円	個 人 負 担 経 費 円	要 医療	要 観察	休 職	休 暇	勤 務 場 所 変 更	職 務 の 変 更	勤 務 の 軽 減	休 暇 に よ る 勤 務 時 間 の 短 縮	時 間 外 の 勤 務 の 制 限 等		
臨時の健康診断	人	人	人	人	人	人	人	円	円	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
第21条関係(1)～(8)																					
子宮がん健診																					
V D T 健診																					
採用時の健康診断																					
非常勤職員の健康診断	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
総合的な健康診査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()											
心理的な負担の程度を把握するための検査	()	()	()	()				()	()	()											

Ⅱ 特別の健康診断

省庁名 _____ 平成 _____ 年度分

業務別健康診断の受診人員、所要経費等										指導区分及び事後措置																	
項目	対象者数	受診 実人員	受診 延人員	精 査 実 数	密 査 実 数	経 過 実 数	過 察 実 数	所要経費			指導区分 (医療の面)		勤務上の措置								就業 禁止						
								職 員 経 費 円	共 ・ 其 他 経 費 円	個 人 負 担 経 費 円	要 要 医 療 観 察	休 職	休 暇	勤 務 場 所 変 更	職 務 の 変 更	職 務 の 変 更	勤 務 の 軽 減	休 暇 に よ る 勤 務 時 間 の 短 縮	時 間 外 の 勤 務 の 制 限 等								
特別 定期 健康 診断	規則別表第2の業務	第1号	人	人	人	人	人				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
		第2号																									
		第3号																									
		第4号																									
		第5号																									
		第6号																									
		第7号																									
		第8号																									
		第10号																									
		第12号																									
	規則別表第3の業務	第2号																									
		第3号																									
		第4号																									
		第5号																									
		第6号																									
	第7号																										
	第8号																										
第9号																											
配置前の健康診断																											
非常勤職員の健康診断																											

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領【改正後】

1 様式

定期健康診断等報告書

平成

年度分

省庁名	職員数	人	40歳以上	人
			36歳以上40歳未満	人
			35歳	人

I 一般の健康診断

(その1)

健康診断の受診人員等								指導区分及び事後措置									
項目	対象者数 人	受診 実人員 人	受診 延人員 人	精密 検査 対象 者数 人	精密 検査 実施 数 人	経過 観察 実施 数 人	指導 要 医療 人	区分 (医療 の面) 要 観察 人		勤務上の措置						就業 禁止 人	
								休 職 人	休 暇 人	勤 務 場 所 の 変 更 人	職 務 の 変 更 人	勤 務 の 軽 減 人	休 暇 に よ る 勤 務 時 間 の 短 縮 人	時 間 外 の 勤 務 の 制 限 等 人			
肺	肺がん胸部エックス線検査	()	()	()	()	()											
	結核胸部エックス線検査																
	喀痰細胞診	()	()	()	()	()											
循環器	血圧測定																
	血糖検査	()	()	()	()	()											
	尿検査(蛋白)																
	尿検査(糖)																
	心電図検査	()	()	()	()	()											
	LDLコレステロール検査	()	()	()	()	()											
断	HDLコレステロール検査	()	()	()	()	()											
	中性脂肪検査	()	()	()	()	()											
	貧血検査	()	()	()	()	()											
胃	エックス線間接撮影	()	()	()	()	()											
肝臓	肝機能検査	()	()	()	()	()											
大腸	便潜血反応検査	()	()	()	()	()											

一般定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

I 一般の健康診断

(その2)

省庁名 _____

平成 _____

年度分 _____

健康診断の受診人員、所要経費等										指導区分及び事後措置													
項目	対象者数 人	受診 実人員 人	受診 延人員 人	精密 検査 対象 者数 人	精密 検査 実施 数 人	経 過 観 察 施 数 人	所要経費			指導区分 (医療の面)		勤務上の措置							就業 禁止 人				
							職 員 共 ・ 其 他 経 費 円	職 員 経 費 円	個人負担 経費 円	要 医療 人	要 観察 人	休 職 人	休 暇 人	勤 務 場 所 変 更 人	職 務 の 変 更 人	勤 務 の 軽 減 人	休 暇 に よ る 勤 務 時 間 の 短 縮 人	時 間 外 の 勤 務 の 制 限 等 人					
臨時の健康診断																							
第21条関係(1)～(8)																							
子宮頸がん検診																							
乳がん検診																							
V D T 健診																							
採用時の健康診断																							
非常勤職員の健康診断	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
総合的な健康診査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
心理的な負担の程度を把握するための検査	()	()	()	()	()	/	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

職員の総合的な健康診査の受診状況

	受診実人員	重複受診実人員
40歳以上	人	人
36歳以上40歳未満	人	人
35歳	人	人
35歳未満	人	人

保健指導の実施状況

4項目有所見者数	人
精密検査実施数	人
保健指導実施数	人

II 特別の健康診断

省庁名 _____ 平成 _____ 年度分

業務別健康診断の受診人員、所要経費等										指導区分及び事後措置										
項目	対象者数 人	受診 実人員 人	受診 延人員 人	精査 検査 対象 数 人	精査 検査 実施 数 人	経過 観察 実施 数 人	所要 経費 円	所要 経費 円 ・ その他 経費 円	個人負担 経費 円	指導区分 (医療の面)		休職 人	休暇 人	勤務 場所 変更 人	職務 の変更 人	勤務 の 軽減 人	休暇による 勤務時間 の短縮 人	時間外の 勤務の制 限等 人	就業 禁止 人	
										要 医療 人	要 観察 人									
特別定期健康診断	規則別表第2の業務	第1号																		
	第2号																			
	第3号																			
	第4号																			
	第5号																			
	第6号																			
	第7号																			
	第8号																			
	第10号																			
	第12号																			
	規則別表第3の業務	第2号																		
	第3号																			
	第4号																			
	第5号																			
第6号																				
第7号																				
第8号																				
第9号																				
配置前の健康診断																				
非常勤職員の健康診断																				